

(別紙様式1)

平成 年 月 日

税務署長 殿

提出者

住所

氏名又は名称

印

経営の改善のための計画提出書

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法第3条第1項第2号の規定により、
経営の改善のための計画を提出します。

記

酒類小売販売場の名称及び所在地

(備考)

- 1 酒類小売業者に係る酒類小売販売場が一の税務署の管轄区域内に複数あり、かつ、当該酒類小売販売場に係る計画の内容がそれぞれ明らかにされていることから、一括して提出する場合には、酒類小売販売場の名称及び所在地について、付表1に記載して提出する。
- 2 酒類小売業者が共同で経営の改善のための計画を作成した場合において、提出者には代表者の氏名又は名称及び住所、酒類小売販売場の名称及び所在地には代表者の酒類小売販売場の名称及び所在地を記載する。また、酒類小売販売場の所轄税務署の管轄区域内の酒類小売業者について、付表2に記載して提出する。
- 3 上記の1～2は、経営革新計画に係る承認書及び同承認に係る経営革新計画の写しを提出する場合について同じ。

販 売 場 名 簿

販売場の名称及び所在地	
1	(名称)
	(所在地) 千
2	(名称)
	(所在地) 千
3	(名称)
	(所在地) 千
4	(名称)
	(所在地) 千
5	(名称)
	(所在地) 千
6	(名称)
	(所在地) 千
7	(名称)
	(所在地) 千
8	(名称)
	(所在地) 千

参加者名簿

氏名又は名称及び代表者氏名	住 所	酒類小売販売場の名称及び所在地
印	〒	(名称)
		(所在地) 〒
印	〒	(名称)
		(所在地) 〒
印	〒	(名称)
		(所在地) 〒
印	〒	(名称)
		(所在地) 〒
印	〒	(名称)
		(所在地) 〒
印	〒	(名称)
		(所在地) 〒
印	〒	(名称)
		(所在地) 〒
印	〒	(名称)
		(所在地) 〒

経営改善計画の受理・審査チェック表

確認、審査を了した事項については、 にレ点を付す。

1 受理にあたっての確認事項

以下の記載項目に記入漏れがないかどうか。

提出者の氏名又は名称及び住所地並びに酒類小売販売場の名称及び所在地

提出者の販売場の所在地が、自署の管轄区域内であるかどうか（共同作成の場合、他署の管轄区域内の所在地の酒類小売販売場が含まれていないかどうか）

経営の改善の目標

経営の改善のために実施する措置の内容

経営の改善を実現するための期間

経営の改善の程度を示す指標

経営の改善を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

2 審査にあたっての確認事項

(1) 経営の改善の目標

経営の改善の程度を把握できるものとなっているか。

(2) 経営の改善のために実施する措置の内容

経営の改善の目標に向けて実施を予定している事業や項目に加えて、「誰と」「何を」「どうする」といった実施手順・実施方法が明確であり、実現可能性に欠けるものとなっていないか。

措置の内容が、経営の改善の目標や同目標の達成の程度を示す指標との関連において、実現可能性に欠けるものとなっていないか。

共同作成の場合にあっては、参加者全員が取り組める内容となっているかどうか確認する。

(3) 経営の改善を実現するための期間

経営の改善に向けて取り組む事業の内容に比べ、経営の改善を実現するための期間が明らかに短い、又は長いものとなっていないか。

(4) 経営の改善の程度を示す指標

具体的な目標値の記載があるか。

実施する措置の内容等から判断して、実現可能性に欠けるものとなっていないか。

(5) 経営の改善を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施する事業の内容に比べ、資金の調達額が明らかに過大、又は過少となっていないか。

【特記事項】

(審査にあたって、酒類小売業者に確認した事項等、特に付記すべき事項を記載する。)

(別紙様式 3)

第 号
平成 年 月 日

市区町村長 殿

税務署長

緊急調整地域の指定に対する意見聴取について

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(以下「法」といいます。)第3条第4項の規定に基づき、下記の地域を酒類小売業免許の付与及び酒類小売販売場の他の市区町村等からの移転が制限される「緊急調整地域」に指定することについて、貴殿の意見をお聴きしますので、平成 年 月 日までに、別紙様式により意見を提出願います。

なお、期限までに意見の提出がない場合には、特段の御意見がないものとして取り扱います。

記

(1) 緊急調整地域に指定する区域

市全域

又は

市内の 税務署の管轄区域に属する以下の区域

町全域、 町 丁目から 丁目、・・・

(2) 緊急調整地域の指定の有効期間

平成15年9月1日 ~ 平成16年8月31日

(注) 1 税務署長は、「当該地域において酒類の需要に対してその供給能力が著しく過剰であり、当該地域に存する酒類小売販売場のうち酒類の販売数量の減少が著しいこと等により酒類の販売業の継続が困難な酒類小売販売場が占める割合が著しく高い場合」(法第3条第1項第1号)に該当し、かつ、「当該地域に存する酒類小売販売場の過半数について、経営改善計画が提出されていること」(法第3条第1項第2号)に該当する地域を緊急調整地域に指定することができることとされていますが、(1)の区域は、法第3条第1項第1号の要件に該当する地域であり、今後、経営改善計画の提出状況により、緊急調整地域の指定要件を満たす可能性のある地域です。

2 当該地域を緊急調整地域に指定した場合には、税務署長は、原則として、一般酒類小売業免許の付与、及び他の市区町村(小売販売地域)からの移転の許可を行わないこととなります。

税務署長 殿

市区町村長

緊急調整地域の指定に対する意見について

平成 年 月 日付第 号「緊急調整地域の指定に対する意見聴取について」により意見を求められた下記の地域を「緊急調整地域」に指定することについての意見は次のとおりです。

記

- (1) 緊急調整地域に指定する区域
市全域

又は

市内の 税務署の管轄区域に属する以下の区域
町全域、 町 丁目から 丁目、・・・

- (2) 緊急調整地域の指定の有効期間
自 平成15年9月1日 ~ 至 平成16年8月31日

市区町村長の意見
特段の意見はありません。 その他

(別紙様式 5)

緊急調整地域の指定の公告

公告第 号
平成 年 月 日

税務署長

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成 15 年法律第 34 号)第 3 条第 5 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項に規定する緊急調整地域について下記のとおり公告する。

記

- 1 緊急調整地域に指定する区域

- 2 緊急調整地域の指定の有効期間

CC1-5101-4

平成 免許年度一般酒類小売業免許の抽選実施日及び緊急調整地域の指定の状況について

___国税局(所)管内の各税務署が公告した小売販売地域別の平成___免許年度(平成___年___月___日から平成___年___月___日まで)の一般酒類小売業免許の審査順位決定のための公開抽選の実施日及び緊急調整地域の指定の状況は、次表のとおりです。

一般酒類小売業免許の抽選対象申請期間は、平成___年___月___日から___月___日までの間です。
なお、小売販売地域が緊急調整地域に指定されている場合(○表示)は、公開抽選は行いません。

国税局(所)

順 号	都道府県名	税務署名	小 売 販 売 地 域	抽選実施日	緊急調整地域	お問い合わせ先

一般酒類小売業免許の申請等につきましては、申請販売場の酒類指導官(又は法人課税部門(酒税担当))にお問い合わせください。
なお、国税庁ホームページ(URL <http://www.nta.go.jp>)では、「一般酒類小売業免許申請の手引」がご覧いただけますので、参照ください。

